

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令

(久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「学務課」を「学校施設課」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

(久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱（平成22年久喜市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に改める。

(久喜市立学校備品管理規程の一部改正)

第3条 久喜市立学校備品管理規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「部長・支所長」を「部長」に、「副部長・副支所長」を「副部長」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「部長・支所長」を「部長」に、「副部長・副支所長」を「副部長」に改める。

(久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正)

第4条 久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程（平成24年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「学務課長」を「学校施設課長」に、「文化財保護課長」を「文化振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。